

## 小児慢性特定疾病

## 受給者の皆様へ

患者さんが **18歳** になったら  
ご 確 認 願 い ま す

令和4年4月から

**18歳以上の患者さん**は、  
**本人**が申請者となります。

成年年齢引き下げ（20歳→18歳）に伴い、児童福祉法が改正されました。  
小児慢性特定疾病に係る主な改正点は次のとおりです。

- 18歳・19歳の小児慢性特定疾病の患者を「成年患者」と定義する。
- 「成年患者」は、本人が制度の申請者となる。

18歳以上の患者さんをもつご家庭は、以下のとおり対応願います。  
※**水戸市在住の方**の対応については、水戸市へお問い合わせ願います。

## 現在、住民税非課税世帯の方

- ・令和4年4月1日以降、非課税世帯の階層区分判定を「患者さん本人」の収入で行うため、階層区分（自己負担上限額）が変わる可能性があります。

例：現在、受給者証の階層区分が「Ⅲ（低Ⅱ）」で、**患者さん（18歳以上）が無収入**の場合 等  
→階層区分が「Ⅱ（低Ⅰ）」となる可能性があります。

- ・変更の可能性がある方は、必要書類をお住いの地域を所管する保健所へ提出願います。  
※保健所で収入等を審査した結果、階層区分が変わらないこともあります。  
※提出書類等について**ご不明な点がある場合は送付前に保健所へご確認ください。**
- ・変更が認定されますと、申請月の翌月から新たな階層区分が適用されます。（申請日が1日（ついで）である場合は、申請月から適用）

必要書類（①・②は保健所又は県ホームページ、③はお住いの市町村で取得）

①支給認定申請書 ②申請者変更の申請書

③患者さん本人の収入等がわかる書類（住民税の課税証明書等）

※患者さん本人が市町村へ住民税の申告を行っている場合、③の提出は省略可能（医療保険の種類によっては省略できない場合があります）。

## 上記以外の方

- ・次回の「小児慢性特定疾病医療受給者証」更新の際に、患者さん本人を申請者として、各種書類を提出願います。

お問い合わせ先（**水戸市在住の方は水戸市へ**お問い合わせ願います）

## 制度について

茨城県保健福祉部健康・地域ケア推進（R4年4月以降は「保健医療部健康推進課」）

## 申請手続等について

お住いの地域を管轄する保健所

※いずれの連絡先も、右のQRコードからアクセス可能

県ホームページ

